

さいたま市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和8年1月6日付けさいたま市監査委員告示第3号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和8年 3月 31日

さいたま市監査委員	井	山	剛	之
同	工	藤	道	弘
同	阪	本	克	己
同	金	井	康	博

指摘事項等措置報告書

経済局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] 農業政策部 農業政策課 ・農業者トレーニングセンター管理地内外 道路工事（その1）</p> <p>管きよ及びボックスカルバートの施工において、高さが2m以上の開口部を設けていた。</p> <p>墜落により労働者に危険が及ぶおそれのある箇所には、囲い等を設けなければならない、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないにもかかわらず、措置を講じていない状況が見受けられた。</p> <p>労働者等に危険を及ぼすおそれがあることから、労働安全衛生規則第519条の趣旨に基づき、受注者を指導・監督すべきである。</p> <p>工事完成書類において、工事完成通知書の決裁を部長決裁とすべきところ課長決裁としていたことから、さいたま市事務専決規程第3条により、適正に文書処理をすべきである。</p>	<p>今後につきましては、高さが2m以上の開口部付近での作業において、労働安全衛生規則第519条に基づく墜落による労働者の危険を防止するための措置を行うように、受注者への指導・監督に努めます。</p> <p>今後につきましては、さいたま市事務専決規程を遵守し、適正な事務処理を行います。</p>